

## おかや総合福祉センター広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡谷市広告掲載要綱（平成18年岡谷市告示第24号。以下「広告要綱」という。）の規定に基づき、おかや総合福祉センターの広告の掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告掲載が可能なおかや総合福祉センターの資産（以下「広告媒体」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 大浴場ロッカー
- (2) 1階トイレ内壁面
- (3) エレベーター内壁面

(広告の掲載基準)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、岡谷市広告掲載基準要領（平成18年岡谷市告示第25号）に規定するもののほか、公共性及び品位を損なうおそれがないものとする。

(広告の種類等)

第4条 広告の種類、規格及び枠数は、別表第1のとおりとし、掲載位置、掲載順序及び掲載方法等は、市長が指定するものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、1月を単位とする。ただし、市長が必要と認めるときは、掲載期間を指定し、又は延長することができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、おかや総合福祉センター広告掲載申込書（様式第1号）に広告印刷物の原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条の申込書の提出を受けたときは、内容を審査し、掲載の可否を決定する。

2 市長は、掲載する広告の可否を審査するに当たり、必要があると認めるときは、広告

要綱第7条に規定する岡谷市広告審査委員会の意見を聴くことができるものとする。

3 市長は、広告掲載の申込数が第4条に規定する広告の枠数を超えたときは、抽選により決定する。

4 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、おかや総合福祉センター広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

（事前協議）

第8条 前条の規定により広告掲載可の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告の内容、デザイン等に関して事前に市長と協議しなければならない。ただし、申込み時に広告印刷物の完成品を提出した場合は、この限りでない。

（広告料）

第9条 広告料は、別表第2のとおりとする。

（広告料の納入）

第10条 広告主は、市長から広告料の請求があったときは、市長が指定する日までに全額を納入しなければならない。

（広告掲載決定の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載決定を取り消すことができる。

(1) 指定する日までに広告料の納入がないとき。

(2) 広告の内容、デザイン等に関して事前に協議がないとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、広告の掲載が適当でないと市長が認めるとき。

（広告料の還付）

第12条 市長は、前条第2号及び第3号の規定により広告掲載決定を取り消したときは、納入済みの広告料を還付しないことができる。

2 市長は、おかや総合福祉センターの都合により広告の掲載ができなくなったときは、掲載ができなかった日数に応じて、掲載期間の延長を認めるものとし、延長することが困難なときは、掲載ができなかった日数に応じて日割り計算した額（算出された額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を広告主に還付することができる。

（広告主の責務）

第13条 広告主は、広告の内容、デザイン等に関する一切の責任を負うものとする。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年11月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

広告媒体	広告の種類	規格	枠数
大浴場ロッカー（9枚）	ポスター掲示	日本産業規格A4サイズ	4枠
大浴場ロッカー（12枚）			8枠
1階トイレ内壁面		日本産業規格A3サイズ	5枠
エレベーター内壁面		日本産業規格A2サイズ	1枠

別表第2（第8条関係）

広告媒体	広告料
大浴場ロッカー（9枚）	月 900円
大浴場ロッカー（12枚）	月 1,200円
1階トイレ内壁面	月 1,000円
エレベーター内壁面	月 2,000円